

基礎的電気通信役務支援業務規程の変更の認可
について

(諮問第3194号)

<目 次>

1	諮問書		1
2	申請概要		2
3	審査結果		3

別添

- 基礎的電気通信役務支援業務規程の一部
改正に係る認可申請書（写）

(公印・契印省略)

諮問第3194号
令和7年1月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会から、令和7年1月21日付けTCA支-395により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第116条において読み替えて準用する法第79条第1項の規定による支援業務規程の変更についての認可の申請があった。

変更に係る記載事項について審査した結果、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第34条に定める事項として適当なものであると認められるため、法第116条の規定において読み替えて準用する法第79条第1項の規定により認可することとしたい。

このことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

申請概要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 高橋 誠）

2 申請年月日

令和 7 年 1 月 21 日（火）

3 概要

基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）である一般社団法人電気通信事業者協会が、総務省令（注）で定める支援業務の実施に関する事項を定めた支援業務規程について、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 116 条において読み替えて準用する第 79 条第 1 項の規定による変更の認可を受けようとするもの

（注）第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「第一号算定等規則」という。）第 34 条

【主な変更内容】

- 第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドのユニバーサルサービス）に係る支援業務（第二種交付金の交付や第二種負担金の徴収等。以下「第二種支援業務」という。）の追加
- 第二種支援業務に関する事務を行う支援業務室及び室長の設置並びに専任の職員の配置
- 支援機関に置かれる支援業務諮問委員会の審議事項に第二種交付金の額及び交付方法、第二種負担金の額及び徴収方法等の追加
- 第一号基礎的電気通信役務（電話のユニバーサルサービス）に係る支援業務と第二種支援業務の区分経理に関する規定の追加
- 第一号算定等規則の改正（令和 6 年 1 月 1 日施行）で削除された同令第 8 条及び第 10 条に係る規定の削除
- 支援業務に関する書類等の情報公開について、デジタル化対応を踏まえ、書類を事務所に備え置き一般の閲覧に供する旨を削除

なお、支援機関においては、総務省が令和 6 年 12 月に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問した「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則等」（諮問第 3190 号）が交付・施行された後に、その内容に応じ、第二種交付金及び第二種負担金の額の算定方法等の規定を追加するための支援業務規程の変更を行うことを予定しているとのこと

審査結果

支援業務規程の変更の認可申請についての審査結果は次のとおりであり、いずれも第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号。以下「第一号算定等規則」という。)第34条各号で定められた支援業務規程への記載事項として適当なものであると認められることから、申請のとおり認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審査 結果	事 由
1 支援業務を行う時間及び休日に関する事項(第一号算定等規則第34条第1号)	適	変更内容がなく、必要な事項が引き続き記載されていることから適当なものであると認められる。
2 支援業務を行う事務所に係る事項(第一号算定等規則第34条第2号)	適	変更内容がなく、必要な事項が引き続き記載されていることから適当なものであると認められる。
3 支援業務の実施の方法に関する事項(第一号算定等規則第34条第3号)	適	変更内容は、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号。以下「一部改正法」という。)を踏まえたものであり、新たに規定された第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務(以下「第二種支援業務」という。)を実施するために新たに第二種支援業務に関する事務を所掌する支援業務室及び室長を設置する旨等を規定するとともに、既存の基礎的電気通信役務(第一号基礎的電気通信役務)に係る用語を変更するものであることから、支援機関の業務の実施の方法に関する事項として適当なものであると認められる。
4 交付金の額及び負担金の額の算定方法に関する事項(第一号算定等規則第34条第4号)	適	変更内容は、一部改正法を踏まえた用語の変更及び電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年総務省令第65号)による改正後の第一号算定等規則の規定の反映であることから、交付金の額及び負担金の額の算定方法に関する事項として適当なものであると認められる。
5 交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項(第一号算定等規則第34条第5号)	適	変更内容は、一部改正法を踏まえた用語の変更であることから、交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項として適当なものであると認められる。

6 支援機関の役員の選任及び解任に関する事項（第一号算定等規則第 34 条第 6 号）	適	変更内容がなく、必要な事項が引き続き記載されていることから適当なものであると認められる。
7 支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項（第一号算定等規則第 34 条第 7 号）	適	変更内容は、一部改正法を踏まえた用語の変更であることから、支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項として適当なものであると認められる。
8 支援業務に関する秘密の保持に関する事項（第一号算定等規則第 34 条第 8 号）	適	変更内容がなく、必要な事項が引き続き記載されていることから適当なものであると認められる。
9 支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項（第一号算定等規則第 34 条第 9 号）	適	変更内容は、一部改正法を踏まえた用語の変更及びデジタル化対応を踏まえた規定の整備であることから、支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項として適当なものであると認められる。
10 その他支援業務の実施に関し必要な事項（第一号算定等規則第 34 条第 10 号）	適	変更内容は、一部改正法を踏まえた用語の変更及びデジタル化対応を踏まえ、第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務と第二種支援業務、支援業務とそれ以外の業務の区分経理について規定することから、その他支援業務の実施に関し必要な事項として適当なものであると認められる。

基礎的電気通信役務支援業務規程の一部改正に係る認可申請書

TCA支-395

令和7年1月21日

総務大臣

村上 誠一郎 殿

一般社団法人 電気通信事業者協会

会長 高橋 誠

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第116条第1項において準用する同法第79条第1項後段に規定する支援業務規程の変更の認可を受けたいので、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第35条第2項の規定により、下記のとおり別紙書類を添えて申請します。

記

- 1 変更しようとする事項
別紙のとおり
- 2 変更しようとする年月日
令和7年2月1日
- 3 変更の理由
別紙のとおり

1 変更しようとする事項（傍線の部分は改正部分）		3 変更の理由
改正案	現行	
第1章 総則 （支援業務） 第2条 協会が実施する支援業務は、次の各号に掲げる業務とする。 （1） <u>第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第一種支援業務」という。）</u> ① <u>第一種</u>適格電気通信事業者（法第108条第1項の規定により総務大臣が指定した者をいう。以下同じ。）に対し、<u>第一種</u>交付金（法第109条第1項の<u>第一種</u>交付金をいう。以下同じ。）を交付すること。 ② 接続電気通信事業者等（法第110条第1項に規定する「接続電気通信事業者等」をいう。以下同じ。）から、<u>第一種</u>負担金（法第110条第1項の<u>第一種</u>負担金をいう。以下同じ。）を徴収するこ	第1章 総則 （支援業務） 第2条 協会が実施する支援業務は、次の各号に掲げる業務とする。 ① 適格電気通信事業者（法第108条第1項の規定により総務大臣が指定した者をいう。以下同じ。）に対し、交付金（法第109条第1項の交付金をいう。以下同じ。）を交付すること。 ② 接続電気通信事業者等（法第110条第1項に規定する「接続電気通信事業者等」をいう。以下同じ。）から、負担金（法第110条第1項の負担金をいう。以下同じ。）を徴収すること。	令和5年6月16日施行の「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）」において、これまでの電話の基礎的電気通信役務が第一号基礎的電気通信役務、新たにブロードバンドサービスの基礎的電気通信役務が第二号基礎的電気通信役務と規定され、法第107条第2号に、第二号基礎的電気通信役務に係る支援機関の業務が追加された。 法第107条第2号の追加業務は、第二種交付金の交付や第二種負担金の徴収等を行うもの（以下「第二種支援業務」という。）であり、令和7年4月から当該追加業務を開始することを踏まえ、基礎的電気通信役務支援業務規程に、第二種交付金の交付や第二種負担金の徴収等を規定するとともに第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第一種支援業務」という。）の用語を変更するものである。

と。 ③ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 <u>(2) 第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第二種支援業務」という。）</u> ① <u>第二種適格電気通信事業者（法第110条の3第1項の規定により総務大臣が指定した者をいう。以下同じ。）</u> 対し、<u>第二種交付金（法第110条の4第1項の第二種交付金をいう。以下同じ。）</u>を交付すること。 ② <u>高速度データ伝送役務提供事業者（法第110条の5に規定する「高速度データ伝送役務提供事業者」をいう。以下同じ。）</u> から、<u>第二種負担金（法第110条の5の第二種負担金をいう。以下同じ。）</u>を徴収すること。 ③ <u>前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</u> 第2章 支援業務の実施方法	③ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 第2章 支援業務の実施方法	第二種支援業務に係る室の設置を規定し、
---	--	----------------------------

(支援業務室の設置) 第7条 協会は、<u>事務所に、第一種支援業務に関する事務及び支援業務諮問委員会（法第113条に定める支援業務諮問委員会をいう。以下「委員会」という。）への諮問に関する事務（以下本条において「第一種支援業務に関する事務等」という。）を所掌させるため第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務室（以下「第一種支援業務室」という。）を、第二種支援業務に関する事務及び委員会への諮問に関する事務（以下本条において「第二種支援業務に関する事務等」という。）を所掌させるため第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務室（以下「第二種支援業務室」という。）を設置する。</u> 2 協会は、<u>第一種支援業務及び第二種支援業務に関する事務等を統括させるため、第一種支援業務室及び第二種支援業務室にそれぞれ室長を置く。</u> 3 <u>前項の室長は、次条に規定する支援業務員の中から会長（法第106条に定める基礎的電気通信役務支援機関の代表者たる</u>	(支援業務室の設置) 第7条 協会は、支援業務に関する事務及び支援業務諮問委員会（法第113条に定める支援業務諮問委員会をいう。以下「委員会」という。）への諮問に関する事務（以下本条において「支援業務に関する事務等」という。）を所掌させるため、事務所に支援業務室を設置する。 2 協会は、支援業務に関する事務等を統括させるため、支援業務室に支援業務室長を置く。 3 支援業務室長は、次条に規定する支援業務員の中から会長（法第106条に定める基礎的電気通信役務支援機関の代表	併せて第一種支援業務の用語を変更するものである。
---	--	---------------------------------

協会の会長をいう。以下同じ。)が任命する。 (支援業務員の配置) 第8条 会長は、支援業務の実施にあたり、支援業務を公正かつ円滑に遂行するため、<u>各支援業務室に、職員の中から、第一種支援業務及び第二種支援業務にそれぞれ従事する専任の職員</u>(以下「支援業務員」という。)を選任し、配置するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>第一種支援業務に従事する職員</u>は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)第20条の規定により総務大臣が指定した電話リレーサービス支援機関の支援業務を兼務することができる。 (支援業務員の職務) 第9条 支援業務員は、支援業務の公共性及び重要性を自覚し、厳正に職務を執行しなければならない。 2 支援業務員は、支援業務に係る職務の執行上の独立性及び公正性を確保するため、	者たる協会の会長をいう。以下同じ。)が任命する (支援業務員の配置) 第8条 会長は、支援業務の実施にあたり、支援業務を公正かつ円滑に遂行するため、支援業務室に、職員の中から、支援業務に従事する専任の職員(以下「支援業務員」という。)を選任し、配置するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、支援業務員は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)第20条の規定により総務大臣が指定した電話リレーサービス支援機関の支援業務を兼務することができる。 (支援業務員の職務) 第9条 支援業務員は、支援業務の公共性及び重要性を自覚し、厳正に職務を執行しなければならない。 2 支援業務員は、支援業務に係る職務の執行上の独立性及び公正性を確保するため、	
---	---	--

<u>従事する</u>支援業務に関して、協会以外の者から指示又は報酬を受けてはならず、職務に従事する前に、このことについて誓約書を提出するものとする。 第3章 交付金の額及び負担金の額の算定方法等 (届出書の受付) 第12条 協会は、<u>第一号</u>基礎的電気通信役務の提供に係る<u>第一種</u>交付金及び<u>第一種</u>負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「<u>第一号</u>算定等規則」という。）の規定に基づき<u>第一種</u>適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（<u>第一号</u>算定等規則第23条に規定する「算定対象電気通信事業者」をいう。以下同じ。）及び接続電気通信事業者等から提出された届出書及び書類を事務所において受け付けるものとする。 (交付金の額の算定) 第13条 協会は、<u>第一種</u>適格電気通信事業者から<u>第一号</u>算定等規則第6条及び第7	支援業務に関して、協会以外の者から指示又は報酬を受けてはならず、職務に従事する前に、このことについて誓約書を提出するものとする。 第3章 交付金の額及び負担金の額の算定方法等 (届出書の受付) 第12条 協会は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定規則（平成14年総務省令第64号。以下「算定規則」という。）の規定に基づき適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（算定規則第23条に規定する「算定対象電気通信事業者」をいう。以下同じ。）及び接続電気通信事業者等から提出された届出書及び書類を事務所において受け付けるものとする。 (交付金の額の算定) 第13条 協会は、適格電気通信事業者から算定規則第6条及び第7条の規定に基づ	第二種支援業務が追加されたことに伴い第一種支援業務の用語を変更するものである。 また、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第65号）によって削除された、<u>第一号</u>基礎的電気通信役務の提供に係る<u>第一種</u>交付金及び<u>第一種</u>負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第8条及び第10条に係る事項を削除するものである。
--	--	---

うものとする。 (公表) 第15条 協会は、前条の総務大臣の認可を受けたときは、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第40条の8に定めるところにより、<u>第一種</u>交付金の額の公表を行うものとする。 (交付金の交付) 第16条 協会は、総務大臣の認可を受けた<u>第一種</u>交付金の額及び交付方法により、当該<u>第一種</u>適格電気通信事業者に対し交付金の交付を行うものとする。 (負担金に係る認可申請等) 第17条 協会は、年度ごとに、<u>第一号</u>算定等規則第27条に定めるところにより、<u>第一種</u>負担金の額を算定し、<u>同規則</u>第28条に定めるところにより、<u>第一種</u>負担金の額及び徴収方法について、年度経過後6月以内に総務大臣に認可申請を行うものとする。	(公表) 第15条 協会は、前条の総務大臣の認可を受けたときは、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第40条の8に定めるところにより、交付金の額の公表を行うものとする。 (交付金の交付) 第16条 協会は、総務大臣の認可を受けた交付金の額及び交付方法により、当該適格電気通信事業者に対し交付金の交付を行うものとする。 (負担金に係る認可申請等) 第17条 協会は、年度ごとに、算定規則第27条に定めるところにより、負担金の額を算定し、<u>同令</u>第28条に定めるところにより、負担金の額及び徴収方法について、年度経過後6月以内に総務大臣に認可申請を行うものとする。	
---	--	--

2 協会は、前項の<u>第一種負担金の額の算定</u>に用いる番号単価（<u>第一号算定等規則</u>第27条第1項に規定するものをいう。）を算定したときは、<u>同条第3項の規定に基づき、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（同規則第25条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を協会に提出した場合に限る。）</u>にその旨を通知するほか、速やかに、事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用されてから5年間、これを公表する。 （資料提出の請求） 第22条 協会は、支援業務を行うため必要があると認めるときは、法第111条に定めるところにより、<u>第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者及び接続電気通信事業者等並びに第二種適格電気通信事業者及び高速度データ伝送役務提供事業者</u>に対して、資料の提出を求めるものとする。	2 協会は、前項の負担金の額の算定に用いる番号単価（算定規則第27条第1項に規定するものをいう。）を算定したときは、同条第3項の規定に基づき、適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（同令第25条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を協会に提出した場合に限る。）にその旨を通知するほか、速やかに、事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用されてから5年間、これを公表する。 （資料提出の請求） 第22条 協会は、支援業務を行うため必要があると認めるときは、法第111条に定めるところにより、適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者及び接続電気通信事業者等に対して、資料の提出を求めるものとする。	
---	---	--

(帳簿等の管理) 第 2 3 条 協会は、支援業務に関し、<u>第一号</u> 算定<u>等</u>規則第 3 7 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した帳簿及び第 3 4 条第 1 項各号に掲げる書類(以下「帳簿等」という。)を備え付ける。 2 前項の帳簿等は適正に管理し、記載の日から 5 年間保存する。ただし、第 3 3 条に規定する支援業務に係る会計帳簿等の保存期間については協会が別に定める会計規程に定めるところによる。 3 前項の場合において、電磁的方法により作成した帳簿等は、電磁的記録媒体により保存する。 4 <u>第一号</u>算定<u>等</u>規則の規定に基づき<u>第一種</u>適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者及び接続電気通信事業者等、並びに総務大臣から提出された書類等は、これらを受け付けた日から 5 年間保存する。 第 4 章 支援業務諮問委員会 (支援業務諮問委員会の設置等)	(帳簿等の管理) 第 2 3 条 協会は、支援業務に関し、算定規則第 3 7 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した帳簿及び第 3 4 条第 1 項各号に掲げる書類(以下「帳簿等」という。)を備え付ける。 2 前項の帳簿等は適正に管理し、記載の日から 5 年間保存する。ただし、第 3 3 条に規定する支援業務に係る会計帳簿等の保存期間については協会が別に定める会計規程に定めるところによる。 3 前項の場合において、電磁的方法により作成した帳簿等は、電磁的記録媒体により保存する。 4 算定規則の規定に基づき適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者及び接続電気通信事業者等並びに総務大臣から提出された書類等は、これらを受け付けた日から 5 年間保存する。 第 4 章 支援業務諮問委員会 (支援業務諮問委員会の設置等)	
---	---	--

第24条 協会に、委員会を設置する。 2 委員会は、会長の諮問に応じ、<u>次の各号</u>に関する重要審議事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を会長に述べるものとする。 (1) <u>第一種交付金の額及び交付方法、第一種負担金の額及び徴収方法</u> (2) <u>第二種交付金の額及び交付方法、第二種負担金の額及び徴収方法</u> (3) <u>その他支援業務に関すること</u> (庶務) 第29条 委員会の庶務は、<u>第一種支援業務室及び第二種支援業務室（専ら所掌する業務に係る庶務に限る。）</u>において行う。 第6章 会計 (区分経理) 第33条 協会は<u>支援業務の経理について、第一種支援業務及び第二種支援業務に係る会計帳簿等をそれぞれ作成し、収入及び支出を勘定科目に従い明確に区分して整理する。</u>	第24条 協会に、委員会を設置する。 2 委員会は、会長の諮問に応じ、<u>交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法その他支援業務の実施</u>に関する重要審議事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を会長に述べるものとする。 (庶務) 第29条 委員会の庶務は、支援業務室において行う。 第6章 会計 (区分経理) 第33条 協会は、<u>支援業務に係る会計帳簿等を作成し、収入及び支出を勘定科目に従い支援業務以外の業務に係る経理と明確に区分して整理する。</u>	第二種支援業務が追加されたことに伴い第一種交付金及び第一種負担金の用語を変更するとともに、第二種交付金及び第二種負担金について規定するものである。 第二種支援業務が追加されたことに伴い、第一種支援業務と第二種支援業務、第一種支援業務及び第二種支援業務とそれ以外の業務の区分経理に関する規定を変更するものである。
--	--	---

<u>2 前項に係る支援業務の経理は、支援業務以外の業務に係る経理と明確に区分して整理する。</u> 第7章 情報公開 (支援業務に関する書類等の情報公開) 第34条 協会は、支援業務に関して、次の各号に掲げる書類を、インターネットを利用することによりこれを公表する。 (1) 定款 (2) 役員名簿 (3) 社員名簿 (4) 委員会の委員名簿 (5) 支援業務報告書 (6) 正味財産増減報告書 (7) 貸借対照表 (8) 財産目録 (9) 収支計算書 (10) 事業計画書 (11) 収支予算書 (12) 委員会の議事概要 (13) 基礎的電気通信役務支援業務規程及び 第36条に規定する細則	第7章 情報公開 (支援業務に関する書類等の情報公開) 第34条 協会は、支援業務に関して、次の各号に掲げる書類を<u>事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネット</u>を利用することによりこれを公表する。 (1) 定款 (2) 役員名簿 (3) 社員名簿 (4) 委員会の委員名簿 (5) 支援業務報告書 (6) 正味財産増減報告書 (7) 貸借対照表 (8) 財産目録 (9) 収支計算書 (10) 事業計画書 (11) 収支予算書 (12) 委員会の議事概要 (13) 基礎的電気通信役務支援業務規程及び	デジタル化対応を踏まえ書類の事務所への備え置きに係る記述を削除するものである。
---	---	--

(14) 支援業務諮問委員会運営規程 (15) 情報公開規程 (16) その他支援業務に関して参考となる資料 2 前項のほか、協会は、支援業務の運営の透明性を確保するため、会長が別に定める情報公開規程により情報公開を行うとともに、支援業務の内容について広く社会の理解を得るよう努めるものとする。	第36条に規定する細則 (14) 支援業務諮問委員会運営規程 (15) 情報公開規程 (16) その他支援業務に関して参考となる資料 2 前項のほか、協会は、支援業務の運営の透明性を確保するため、会長が別に定める情報公開規程により情報公開を行うとともに、支援業務の内容について広く社会の理解を得るよう努めるものとする。	
---	--	--

基礎的電気通信役務支援業務規程

(一部追加に伴う改正版)

総務大臣認可 平成 1 8 年 3 月 3 1 日

総務大臣認可 平成 2 5 年 3 月 2 8 日 (一部改正)

総務大臣認可 平成 2 8 年 7 月 4 日 (一部改正)

総務大臣認可 令和 3 年 2 月 1 日 (一部改正)

総務大臣認可 令和 7 年 2 月 1 日 (一部改正)

一般社団法人 電気通信事業者協会

基礎的電気通信役務支援業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人電気通信事業者協会（以下「協会」という。）が、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第107条に定める業務（以下「支援業務」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって支援業務の公正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(支援業務)

第2条 協会が実施する支援業務は、次の各号に掲げる業務とする。

(1) 第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第一種支援業務」という。）

- ① 第一種適格電気通信事業者（法第108条第1項の規定により総務大臣が指定した者をいう。以下同じ。）に対し、第一種交付金（法第109条第1項の第一種交付金をいう。以下同じ。）を交付すること。
- ② 接続電気通信事業者等（法第110条第1項に規定する「接続電気通信事業者等」をいう。以下同じ。）から、第一種負担金（法第110条第1項の第一種負担金をいう。以下同じ。）を徴収すること。
- ③ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第二種支援業務」という。）

- ① 第二種適格電気通信事業者（法第110条の3第1項の規定により総務大臣が指定した者をいう。以下同じ。）に対し、第二種交付金（法第110条の4第1項の第二種交付金をいう。以下同じ。）を交付すること。
- ② 高速度データ伝送役務提供事業者（法第110条の5に規定する「高速度データ伝送役務提供事業者」をいう。以下同じ。）から、第二種負担金（法第110条の5の第二種負担金をいう。以下同じ。）を徴収すること。
- ③ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務時間)

第3条 支援業務を行う時間は、次条に掲げる休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。

(休日)

第4条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの間）

(支援業務を行う事務所)

第5条 支援業務を行う事務所（以下「事務所」という。）は、東京都千代田区神田小川町一丁目10番地（興信ビル内）に置く。

第2章 支援業務の実施の方法

(支援業務の実施方針)

第6条 協会は、法及び法に基づく命令（告示を含む。）若しくはこれらに基づく処分及び認可に付された条件並びにこの規程（以下「法令等」という。）に基づき、適正かつ効率的な運営を図り、支援業務を適確に実施するものとする。

(支援業務室の設置)

第7条 協会は、事務所に、第一種支援業務に関する事務及び支援業務諮問委員会（法第113条に定める支援業務諮問委員会をいう。以下「委員会」という。）への諮問に関する事務（以下本条において「第一種支援業務に関する事務等」という。）を所掌させるため第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務室（以下「第一種支援業務室」という。）を、第二種支援業務に関する事務及び委員会への諮問に関する事務（以下本条において「第二種支援業務に関する事務等」という。）を所掌させるため第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務室（以下「第二種支援業務室」という。）を設置する。

2 協会は、第一種支援業務及び第二種支援業務に関する事務等を統括させるため、第一種支援業務室及び第二種支援業務室にそれぞれ室長を置く。

3 前項の室長は、次条に規定する支援業務員の中から会長（法第106条に定める基礎的電気通信役務支援機関の代表者たる協会の会長をいう。以下同じ。）が任命する。

(支援業務員の配置)

第8条 会長は、支援業務の実施にあたり、支援業務を公正かつ円滑に遂行するため、各支援業務室に、職員の中から、第一種支援業務及び第二種支援業務にそれぞれ従事する専任の職員（以下「支援業務員」という。）を選任し、配置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第一種支援業務に従事する職員は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）第20条の規定により総務大臣が指定した電話リレーサービス支援機関の支援業務を兼務することができる。

(支援業務員の職務)

第9条 支援業務員は、支援業務の公共性及び重要性を自覚し、厳正に職務を執行しなければならない。

- 2 支援業務員は、支援業務に係る職務の執行上の独立性及び公正性を確保するため、従事する支援業務に関して、協会以外の者から指示又は報酬を受けず、職務に従事する前に、このことについて誓約書を提出するものとする。

(支援業務員の解任)

第10条 支援業務員は次の各号のいずれかに該当する場合は、解任されるものとする。

- (1) 法第116条において準用する法第83条第1項の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて協会が支援業務を廃止したとき
- (2) 法第116条において準用する法第84条第1項又は第2項の規定により総務大臣が協会に対して支援機関の指定を取り消したとき
- (3) 退職し、又は解職されたとき
- (4) 長期にわたる病気による欠勤等の事由により、その職務を遂行することが困難と認められるとき
- (5) 法令等に違反した場合において、その情状によりその職務を行わせることが不適任と会長が判断したとき

(支援業務員の不在時の措置)

第11条 会長は、支援業務員が疾病、事故、休暇その他やむを得ない事情により不在となる場合に、協会の職員の中から、その職務を代行する者（以下本条において「代行者」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。

- 2 代行者は、支援業務員の不在時には会長から指示された支援業務の職務を誠実に執行するものとする。
- 3 第9条の規定は代行者に準用する。

第3章 交付金の額及び負担金の額の算定方法等

(届出書の受付)

第12条 協会は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「第一号算定等規則」という。）の規定に基づき第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第一号算定等規則第23条に規定する「算定対象電気通信事業者」をいう。以下同じ。）及び接続電気通信事業者等から提出された届出書及び書類を事務所において受け付けるものとする。

(交付金の額の算定)

第13条 協会は、第一種適格電気通信事業者から第一号算定等規則第6条及び第7条の規定に基づく書類を受け付けた後、第一種交付金の額の算定を行うものとする。

- 2 前項の第一種交付金の額の算定は、第一号算定等規則第5条に定めるところにより、これを行うものとする。

(交付金に係る認可申請)

- 第14条 協会は、年度ごとに、第一種交付金の額を算定し、第一号算定等規則第4条に定めるところにより、当該第一種交付金の額及び交付方法について、年度経過後6月以内に総務大臣に対して認可申請を行うものとする。

(公表)

- 第15条 協会は、前条の総務大臣の認可を受けたときは、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第40条の8に定めるところにより、第一種交付金の額の公表を行うものとする。

(交付金の交付)

- 第16条 協会は、総務大臣の認可を受けた第一種交付金の額及び交付方法により、当該第一種適格電気通信事業者に対し交付金の交付を行うものとする。

(負担金に係る認可申請等)

- 第17条 協会は、年度ごとに、第一号算定等規則第27条に定めるところにより、第一種負担金の額を算定し、同規則第28条に定めるところにより、第一種負担金の額及び徴収方法について、年度経過後6月以内に総務大臣に認可申請を行うものとする。

- 2 協会は、前項の第一種負担金の額の算定に用いる番号単価（第一号算定等規則第27条第1項に規定するものをいう。）を算定したときは、同条第3項の規定に基づき、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（同規則第25条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を協会に提出した場合に限る。）にその旨を通知するほか、速やかに、事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用されてから5年間、これを公表する。

(通知)

- 第18条 協会は、前条の総務大臣の認可を受けたときは、接続電気通信事業者等に対して、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき負担金の額、納付期限及び納付方法の通知を行うものとする。

(会計監査人による確認)

- 第19条 協会は、第13条の交付金の額及び第17条の負担金の額を算定したとき、職業的に資格のある会計監査人の確認を受けるものとする。

(督促)

- 第20条 協会は、接続電気通信事業者等が第18条の規定により通知した負担額を納付期限までに納付しないときは、法第110条第6項の規定に基づ

いて、督促状によって、期限を指定して督促を行うものとする。

(申立)

第21条 協会は、前条の規定により督促した接続電気通信事業者等が、その指定の期限までにその督促に係る負担金及び延滞金（法第110条第5項規定による延滞金をいう。）を納付しないときは、法第110条第7項の規定に基づき総務大臣にその旨の申立てを行うものとする。

(資料提出の請求)

第22条 協会は、支援業務を行うため必要があると認めるときは、法第111条に定めるところにより、第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者及び接続電気通信事業者等並びに第二種適格電気通信事業者及び高速データ伝送役務提供事業者に対して、資料の提出を求めるものとする。

(帳簿等の管理)

第23条 協会は、支援業務に関し、第一号算定等規則第37条第1項各号に掲げる事項を記載した帳簿及び第34条第1項各号に掲げる書類（以下「帳簿等」という。）を備え付ける。

2 前項の帳簿等は適正に管理し、記載の日から5年間保存する。ただし、第33条に規定する支援業務に係る会計帳簿等の保存期間については協会が別に定める会計規程に定めるところによる。

3 前項の場合において、電磁的方法により作成した帳簿等は、電磁的記録媒体により保存する。

4 第一号算定等規則の規定に基づき第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者及び接続電気通信事業者等、並びに総務大臣から提出された書類等は、これらを受け付けた日から5年間保存する。

第4章 支援業務諮問委員会

(支援業務諮問委員会の設置等)

第24条 協会に、委員会を設置する。

2 委員会は、会長の諮問に応じ、次の各号に関する重要審議事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を会長に述べるものとする。

- (1) 第一種交付金の額及び交付方法、第一種負担金の額及び徴収方法
- (2) 第二種交付金の額及び交付方法、第二種負担金の額及び徴収方法
- (3) その他支援業務に関すること

(委員の任命及び解任)

第25条 委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、会長が任命する。

2 委員が次の各号の一に該当するときは、会長は当該委員を解任することが

できる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があるとき

(委員の任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第27条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(議事)

第28条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第29条 委員会の庶務は、第一種支援業務室及び第二種支援業務室（専ら所掌する業務に係る庶務に限る。）において行う。

(委員会の運営方法)

第30条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める支援業務諮問委員会運営規程による。

第5章 役員

(役員を選任及び解任)

第31条 協会は、定款に定めるところにより、協会の役員として理事及び監事を置く。

2 役員は、定款に定めるところにより、総会でこれを選任する。

3 役員が次の各号の一に該当するときは、定款に定めるところにより、総会の議決で当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

4 前2項により、役員を選任又は解任しようとするときは、第一号算定等規則第33条に定めるところにより、総務大臣に認可申請を行い、総務大臣の認可を受けるものとする。

(役員の任期)

第32条 役員の任期は、定款に定めるところにより、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、定款に定めるところにより、前任者又は現任者の残存期間とする。

2 役員は、定款に定めるところにより、再任されることができる。

第6章 会計

(区分経理)

第33条 協会は支援業務の経理について、第一種支援業務及び第二種支援業務に係る会計帳簿等をそれぞれ作成し、収入及び支出を勘定科目に従い明確に区分して整理する。

2 前項に係る支援業務の経理は、支援業務以外の業務に係る経理と明確に区分して整理する。

第7章 情報公開

(支援業務に関する書類等の情報公開)

第34条 協会は、支援業務に関して、次の各号に掲げる書類を、インターネットを利用することによりこれを公表する。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 委員会の委員名簿
- (5) 支援業務報告書
- (6) 正味財産増減報告書
- (7) 貸借対照表
- (8) 財産目録
- (9) 収支計算書
- (10) 事業計画書
- (11) 収支予算書
- (12) 委員会の議事概要
- (13) 基礎的電気通信役務支援業務規程及び第36条に規定する細則
- (14) 支援業務諮問委員会運営規程
- (15) 情報公開規程
- (16) その他支援業務に関して参考となる資料

2 前項のほか、協会は、支援業務の運営の透明性を確保するため、会長が別に定める情報公開規程により情報公開を行うとともに、支援業務の内容について広く社会の理解を得るよう努めるものとする。

第8章 雑則

(役員等の秘密保持義務)

第35条 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この情報を支援業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

2 前項の規定は、委員会の委員に準用する。

(細則)

第36条 会長は、この規程に定めるもののほか、支援業務を実施するため必要な細則を定めることができる。

2 協会は、前項の細則を定めたときは、総務大臣に提出するものとする。細則を変更したときも同様とする。

3 前項の規定は、支援業務諮問委員会運営規程及び情報公開規程に準用する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年7月4日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この改正規程は、令和7年2月1日から施行する。

基礎的電気通信役務支援業務規程

(一部追加に伴う改正版)

総務大臣認可 平成18年3月31日

総務大臣認可 平成25年3月28日 (一部改正)

総務大臣認可 平成28年7月4日 (一部改正)

総務大臣認可 令和3年2月1日 (一部改正)

一般社団法人 電気通信事業者協会

基礎的電気通信役務支援業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人電気通信事業者協会（以下「協会」という。）が、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第107条に定める業務（以下「支援業務」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって支援業務の公正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(支援業務)

第2条 協会が実施する支援業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 適格電気通信事業者（法第108条第1項の規定により総務大臣が指定した者をいう。以下同じ。）に対し、交付金（法第109条第1項の交付金をいう。以下同じ。）を交付すること。
- (2) 接続電気通信事業者等（法第110条第1項に規定する「接続電気通信事業者等」をいう。以下同じ。）から、負担金（法第110条第1項の負担金をいう。以下同じ。）を徴収すること。
- (3) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務時間)

第3条 支援業務を行う時間は、次条に掲げる休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。

(休日)

第4条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの間）

(支援業務を行う事務所)

第5条 支援業務を行う事務所（以下「事務所」という。）は、東京都千代田区神田小川町一丁目10番地（興信ビル内）に置く。

第2章 支援業務の実施の方法

(支援業務の実施方針)

第6条 協会は、法及び法に基づく命令（告示を含む。）若しくはこれらに基づく処分及び認可に付された条件並びにこの規程（以下「法令等」という。）に基づき、適正かつ効率的な運営を図り、支援業務を適確に実施するものとする。

(支援業務室の設置)

第7条 協会は、支援業務に関する事務及び支援業務諮問委員会（法第113条に定める支援業務諮問委員会をいう。以下「委員会」という。）への諮問に関する事務（以下本条において「支援業務に関する事務等」という。）を所掌させるため、事務所に支援業務室を設置する。

2 協会は、支援業務に関する事務等を統括させるため、支援業務室に支援業務室長を置く。

3 支援業務室長は、次条に規定する支援業務員の中から会長（法第106条に定める基礎的電気通信役務支援機関の代表者たる協会の会長をいう。以下同じ。）が任命する。

(支援業務員の配置)

第8条 会長は、支援業務の実施にあたり、支援業務を公正かつ円滑に遂行するため、支援業務室に、職員の中から、支援業務に従事する専任の職員（以下「支援業務員」という。）を選任し、配置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支援業務員は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）第20条の規定により総務大臣が指定した電話リレーサービス支援機関の支援業務を兼務することができる。

(支援業務員の職務)

第9条 支援業務員は、支援業務の公共性及び重要性を自覚し、厳正に職務を執行しなければならない。

2 支援業務員は、支援業務に係る職務の執行上の独立性及び公正性を確保するため、支援業務に関して、協会以外の者から指示又は報酬を受けてはならず、職務に従事する前に、このことについて誓約書を提出するものとする。

(支援業務員の解任)

第10条 支援業務員は次の各号のいずれかに該当する場合は、解任されるものとする。

(1) 法第116条において準用する法第83条第1項の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて協会が支援業務を廃止したとき

(2) 法第116条において準用する法第84条第1項又は第2項の規定により総務大臣が協会に対して支援機関の指定を取り消したとき

(3) 退職し、又は解職されたとき

(4) 長期にわたる病気による欠勤等の事由により、その職務を遂行することが困難と認められるとき

(5) 法令等に違反した場合において、その情状によりその職務を行わせることが不適任と会長が判断したとき

(支援業務員の不在時の措置)

- 第11条 会長は、支援業務員が疾病、事故、休暇その他やむを得ない事情により不在となる場合に、協会の職員の中から、その職務を代行する者（以下本条において「代行者」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。
- 2 代行者は、支援業務員の不在時には会長から指示された支援業務の職務を誠実に執行するものとする。
- 3 第9条の規定は代行者に準用する。

第3章 交付金の額及び負担金の額の算定方法等 (届出書の受付)

第12条 協会は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定規則（平成14年総務省令第64号。以下「算定規則」という。）の規定に基づき適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（算定規則第23条に規定する「算定対象電気通信事業者」をいう。以下同じ。）及び接続電気通信事業者等から提出された届出書及び書類を事務所において受け付けるものとする。

(交付金の額の算定)

第13条 協会は、適格電気通信事業者から算定規則第6条及び第7条の規定に基づく書類を受け付けた後、交付金の額の算定を行うものとする。

2 前項の交付金の額の算定は、算定規則第5条に定めるところにより、これを行うものとする。

3 協会は、支援業務を行うため必要があると認めるときは、算定規則第8条第1項に定めるところにより、接続電気通信事業者等に対して、同条に規定する電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出を求めるものとする。

4 前項の提出があった場合、協会は、算定規則第10条の規定に基づき、適格電気通信事業者に対して、年度経過後3月以内に、電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知を行うものとする。

(交付金に係る認可申請)

第14条 協会は、年度ごとに、交付金の額を算定し、算定規則第4条に定めるところにより、当該交付金の額及び交付方法について、年度経過後6月以内に総務大臣に対して認可申請を行うものとする。

(公表)

第15条 協会は、前条の総務大臣の認可を受けたときは、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第40条の8に定めるところにより、交付金の額の公表を行うものとする。

(交付金の交付)

第16条 協会は、総務大臣の認可を受けた交付金の額及び交付方法により、当該適格電気通信事業者に対し交付金の交付を行うものとする。

(負担金に係る認可申請等)

第17条 協会は、年度ごとに、算定規則第27条に定めるところにより、負担金の額を算定し、同令第28条に定めるところにより、負担金の額及び徴収方法について、年度経過後6月以内に総務大臣に認可申請を行うものとする。

2 協会は、前項の負担金の額の算定に用いる番号単価（算定規則第27条第1項に規定するものをいう。）を算定したときは、同条第3項の規定に基づき、適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（同令第25条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を協会に提出した場合に限る。）にその旨を通知するほか、速やかに、事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用されてから5年間、これを公表する。

(通知)

第18条 協会は、前条の総務大臣の認可を受けたときは、接続電気通信事業者等に対して、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき負担金の額、納付期限及び納付方法の通知を行うものとする。

(会計監査人による確認)

第19条 協会は、第13条の交付金の額及び第17条の負担金の額を算定したとき、職業的に資格のある会計監査人の確認を受けるものとする。

(督促)

第20条 協会は、接続電気通信事業者等が第18条の規定により通知した負担額を納付期限までに納付しないときは、法第110条第6項の規定に基づいて、督促状によって、期限を指定して督促を行うものとする。

(申立)

第21条 協会は、前条の規定により督促した接続電気通信事業者等がその指定の期限までにその督促に係る負担金及び延滞金（法第110条第5項規定による延滞金をいう。）を納付しないときは、法第110条第7項の規定に基づき総務大臣にその旨の申立てを行うものとする。

(資料提出の請求)

第22条 協会は、支援業務を行うため必要があると認めるときは、法第111条に定めるところにより、適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者及び接続電気通信事業者等に対して、資料の提出を求めるものとする。

(帳簿等の管理)

第23条 協会は、支援業務に関し、算定規則第37条第1項各号に掲げる事項を記載した帳簿及び第34条第1項各号に掲げる書類（以下「帳簿等」という。）を備え付ける。

2 前項の帳簿等は適正に管理し、記載の日から5年間保存する。ただし、第

- 3 3 条に規定する支援業務に係る会計帳簿等の保存期間については協会が別に定める会計規程に定めるところによる。
- 3 前項の場合において、電磁的方法により作成した帳簿等は、電磁的記録媒体により保存する。
- 4 算定規則の規定に基づき適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者及び接続電気通信事業者等並びに総務大臣から提出された書類等は、これらを受け付けた日から5年間保存する。

第4章 支援業務諮問委員会

(支援業務諮問委員会の設置等)

第24条 協会に、委員会を設置する。

- 2 委員会は、会長の諮問に応じ、交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法その他支援業務の実施に関する重要審議事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を会長に述べるものとする。

(委員の任命及び解任)

第25条 委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、会長が任命する。

- 2 委員が次の各号の一に該当するときは、会長は当該委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があるとき

(委員の任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第27条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(議事)

第28条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第29条 委員会の庶務は、支援業務室において行う。

（委員会の運営方法）

第30条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める支援業務諮問委員会運営規程による。

第5章 役員

（役員の選任及び解任）

第31条 協会は、定款に定めるところにより、協会の役員として理事及び監事を置く。

2 役員は、定款に定めるところにより、総会でこれを選任する。

3 役員が次の各号の一に該当するときは、定款に定めるところにより、総会の議決で当該役員を解任することができる。

（1）心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

4 前2項により、役員を選任又は解任しようとするときは、算定規則第33条に定めるところにより、総務大臣に認可申請を行い、総務大臣の認可を受けるものとする。

（役員の任期）

第32条 役員の任期は、定款に定めるところにより、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、定款に定めるところにより、前任者又は現任者の残存期間とする。

2 役員は、定款に定めるところにより、再任されることができる。

第6章 会計

（区分経理）

第33条 協会は、支援業務に係る会計帳簿等を作成し、収入及び支出を勘定科目に従い支援業務以外の業務に係る経理と明確に区分して整理する。

第7章 情報公開

（支援業務に関する書類等の情報公開）

第34条 協会は、支援業務に関して、次の各号に掲げる書類を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットを利用することによりこれを公表する。

（1）定款

（2）役員名簿

（3）社員名簿

（4）委員会の委員名簿

- (5) 支援業務報告書
 - (6) 正味財産増減報告書
 - (7) 貸借対照表
 - (8) 財産目録
 - (9) 収支計算書
 - (10) 事業計画書
 - (11) 収支予算書
 - (12) 委員会の議事概要
 - (13) 基礎的電気通信役務支援業務規程及び第36条に規定する細則
 - (14) 支援業務諮問委員会運営規程
 - (15) 情報公開規程
 - (16) その他支援業務に関して参考となる資料
- 2 前項のほか、協会は、支援業務の運営の透明性を確保するため、会長が別に定める情報公開規程により情報公開を行うとともに、支援業務の内容について広く社会の理解を得るよう努めるものとする。

第8章 雑則

(役員等の秘密保持義務)

第35条 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この情報を基礎的電気通信役務支援業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

2 前項の規定は、委員会の委員に準用する。

(細則)

第36条 会長は、この規程に定めるもののほか、支援業務を実施するため必要な細則を定めることができる。

2 協会は、前項の細則を定めたときは、総務大臣に提出するものとする。細則を変更したときも同様とする。

3 前項の規定は、支援業務諮問委員会運営規程及び情報公開規程に準用する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年7月4日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和３年２月１日から施行する。